

(様式－3)

散居景観を活かした地域づくり協定  
認 定 申 請 書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所  
締結団体  
代表者名

印

地区において、散居景観を活かした地域づくり協定を締結したので  
認定願いたく、協定書を添えて申請します。

# 地区散居景観を活かした地域づくり協定

(目的)

第1条 この協定は、地区の散居景観を活かした緑豊かで明るく美しい地域づくりを行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この協定の名称は、「地区散居景観を活かした地域づくり協定」とする。

(協定の締結)

第3条 この協定は、次条に定める協定の区域内の住民（借地権者含む）、事業者及び公共施設の管理者であって、この協定の目的に賛同する者の合意により締結する。

(協定の区域)

第4条 この協定の区域は別紙区域図のとおりとする。

(相互協力)

第5条 協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、屋敷林の枝打ちや清掃など、必要のある場合には、相互の協力を努めるものとする。

(散居景観の保全及び育成)

第6条 協定者は、次の各号のとおり屋敷林のある散居景観の保全、育成及び維持管理に努めるものとする。

- (1) 協定者は、屋敷林の育成や生け垣による緑化などその適正な管理を行うものとする。
- (2) 協定者のうち屋敷林の所有者及び管理者は、屋敷林の樹木を伐採したときは、代替の樹木を植えるものとする。
- (3) 建築物等の形態、色彩及び素材は、散居景観との調和に配慮するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。

2 協定の期間満了までに、協定者の過半数からの申し出がなければ、この有効期間はさらに5年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び廃止)

第8条 協定の内容を変更又は廃止しようとするときは、協定者の3分の2以上の合意によるものとする。

(協定への参加)

第9条 この協定を締結した日以後において、協定の区域内の住民（借地権者含む）、事業者及び公共施設の管理者となった者に対してもこの協定に参加するよう働きかけるものとする。

年 月 日

---

|       |    |     |    |
|-------|----|-----|----|
| 協定者代表 | 住所 | 砺波市 | 番地 |
|       | 氏名 |     | 印  |

---

|  |    |     |    |
|--|----|-----|----|
|  | 住所 | 砺波市 | 番地 |
|  | 氏名 |     | 印  |

---

|  |    |     |    |
|--|----|-----|----|
|  | 住所 | 砺波市 | 番地 |
|  | 氏名 |     | 印  |

---

---

|   |   |     |    |
|---|---|-----|----|
| 住 | 所 | 砺波市 | 番地 |
| 氏 | 名 |     | 印  |

---

|   |   |     |    |
|---|---|-----|----|
| 住 | 所 | 砺波市 | 番地 |
| 氏 | 名 |     | 印  |

---

|   |   |     |    |
|---|---|-----|----|
| 住 | 所 | 砺波市 | 番地 |
| 氏 | 名 |     | 印  |

---

|   |   |     |    |
|---|---|-----|----|
| 住 | 所 | 砺波市 | 番地 |
| 氏 | 名 |     | 印  |

---

|   |   |     |    |
|---|---|-----|----|
| 住 | 所 | 砺波市 | 番地 |
| 氏 | 名 |     | 印  |

---

|   |   |     |    |
|---|---|-----|----|
| 住 | 所 | 砺波市 | 番地 |
| 氏 | 名 |     | 印  |

---

|   |   |     |    |
|---|---|-----|----|
| 住 | 所 | 砺波市 | 番地 |
| 氏 | 名 |     | 印  |

---

|   |   |     |    |
|---|---|-----|----|
| 住 | 所 | 砺波市 | 番地 |
| 氏 | 名 |     | 印  |

---

|   |   |     |    |
|---|---|-----|----|
| 住 | 所 | 砺波市 | 番地 |
| 氏 | 名 |     | 印  |

---

|   |   |     |    |
|---|---|-----|----|
| 住 | 所 | 砺波市 | 番地 |
| 氏 | 名 |     | 印  |

---

|   |   |     |    |
|---|---|-----|----|
| 住 | 所 | 砺波市 | 番地 |
| 氏 | 名 |     | 印  |

---

|   |   |     |    |
|---|---|-----|----|
| 住 | 所 | 砺波市 | 番地 |
| 氏 | 名 |     | 印  |

---

散居景観を活かした地域づくり協定  
認定申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所 砺波市□□□ △△△番地  
締結団体 ○○○ 地区  
代表者名 ◎ ◎ ◎ ◎ 印

同じ地区名を記入ください

○○○地区において、散居景観を活かした地域づくり協定を締結したので認定願いたく、協定書を添えて申請します。

地区名を記入してください

〇〇〇地区散居景観を活かした地域づくり協定

記入例

(目的)

第1条 この協定は、〇〇〇地区の散居景観を活かした緑豊かで明るく美しい地域づくりを行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この協定の名称は、「〇〇〇地区散居景観を活かした地域づくり協定」とする。

(協定の締結)

第3条 この協定は、次条に定める協定の区域内の住民（借地権者含む）、事業者及び公共施設の管理者であって、この協定の目的に賛同する者の合意により締結する。

(協定の区域)

第4条 この協定の区域は別紙区域図のとおりとする。

(相互協力)

第5条 協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、屋敷林の枝打ちや清掃など、必要のある場合には、相互の協力を努めるものとする。

(散居景観の保全及び育成)

第6条 協定者は、次の各号のとおり屋敷林のある散居景観の保全、育成及び維持管理に努めるものとする。

- (1) 協定者は、屋敷林の育成や生け垣による緑化などその適正な管理を行うものとする。
- (2) 協定者のうち屋敷林の所有者及び管理者は、屋敷林の樹木を伐採したときは、代替の樹木を植えるものとする。
- (3) 建築物等の形態、色彩及び素材は、散居景観との調和に配慮するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。

2 協定の期間満了までに、協定者の過半数からの申し出がなければ、この有効期間はさらに5年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び廃止)

第8条 協定の内容を変更又は廃止しようとするときは、協定者の3分の2以上の合意によるものとする。

(協定への参加)

第9条 この協定を締結した日以後において、協定の区域内の住民、公共施設の管理者となった者に対してもこの協定に参加するよう働

協定者代表の方を記入ください。各協定者も必ず押印願います。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

協定者代表

締結された日を記入ください

住所 砺波市 □□□ △△△番地

氏名 ◎ ◎ ◎ ◎ 印

住所 砺波市 ▽▽▽ ○○○番地

氏名 ▲ ▲ ▲ ▲ 印

住所 砺波市 ○○○ ◎◎◎番地





## 《散居景観を活かした地域づくり協定 記入の仕方》

次の3つの書類（各1部）を市役所農地林務課へ提出してください。

- 1 ○○地区散居景観を活かした地域づくり協定
- 2 散居景観を活かした地域づくり協定 認定申請書
- 3 協定の区域と協定者の敷地が分かる地図

### 1 「○○地区散居景観を活かした地域づくり協定」について

記入事項

- 地区名（3か所）    協定締結の日付（年月日）
- 協定者の住所    氏名（自署）    押印（認印でよい。シャチハタは不可。）

### 2 「散居景観を活かした地域づくり協定 認定申請書」について

記入事項

- 申請日    住所（代表者の住所）    締結団体（協定の地区名）
- 代表者名    押印（協定書と同じもの）

### 3 「協定の区域と協定者の敷地が分かる地図」について

記入事項（住宅地図等を使って、簡単な地図を作ってください。）

- 地域の範囲が分かるように、地区の境界に線をひく。（赤ペン）
- 協定参加者の敷地を塗りつぶす。（赤鉛筆）

お問い合わせは、砺波市農地林務課へ。電話：33-1431

屋敷林の枝打ち及び間伐、屋敷林の育成（植樹）、散居景観の保全・創造活動をご検討されている地区の方は、別途お問い合わせください。